

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「のみ属する世帯」を「のみ属する世帯であつて同日の属する月（以下特定月という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」に、「得た数」を「得た数及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。以下特定継続世帯という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数」に改め、同号イ中「特定世帯」を「特定世帯及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定世帯等という。）」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定継続世帯等という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額

第14条の2の6第1項第3号ア中「イ」を「イ又はウ」に、「得た数」を「得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数」に改め、同号イ中「特定世帯」を「特定世帯等」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

第17条第4項中「特定世帯」を「特定世帯等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成25年度分以後の保険料について適用し、平成24年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成25年3月11日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保険料率を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

大阪市国民健康保険条例（抄）

（基礎賦課額の保険料率）

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(2) 省 略

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア **イ又はウ**に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯**であつて同日の属する月（以下特定月という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの**（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。以下特定世帯という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数**及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの**（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。以下特定継続世帯という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯**及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの**（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定世帯等という。） 省 略

ウ 特定継続世帯**及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの**（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定継続世帯等という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 省 略

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(2) 省 略

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア **イ又はウ**に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数**及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数**を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 省略
特定世帯等

ウ **特定継続世帯等** アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 省略

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 省略

2-3 省略

4 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日。以下この項において減少した日という。)の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額(被保険者数が減少したことにより**特定世帯** となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分につ**特定世帯等**

いて月割をもつて算定した第14条第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が減少したことにより**特定世帯** **特定世帯**

となった場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割**等**

をもつて算定した第14条の2の6第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

5 省略